

スキップ

No.21

2011年10月3日

J R 東海労働組合

秋の闘いシリーズ⑥

酒気帯びに関わる乗務可否の判断は管理者が行うというのならばアルコール検知器など必要ない！

すべての乗務員の皆さん！会社は乗務員の酒気帯びに関する乗務可否の判断について、今年の協約・協定改訂交渉においても「あくまでも管理者が行う」と主張しています。さらに「管理者にきちんと指導してやらせている」「管理者の杓子定規で判断しているのではない」とも述べています。それならば会社に聞きたい。「管理者にどのように指導しているのか」と。嗅覚も人それぞれです。管理者が機械同様に乗務可否を判断できる基準と技能を身につけているとでもいうのでしょうか。そんなはずはありません。管理者は機械ではありません。だからこそ会社は、客観的判断ができる数値を得るためにアルコール検知器を導入したのではないのでしょうか？

新幹線の運輸職場で今年2月、管理者の判断で乗務員が酒気帯びと判断され、乗務不可とされた事象がありました。ところが、アルコール検知器の測定値は、複数回測定しても基準値以下だったのです。会社は基準値以下だったにもかかわらず、複数の管理者で「酒臭い」と大騒ぎし、アルコール検知器の測定数値をウヤムヤにしたのです。これが会社のやり方です。警察だってこんなやり方はしませんよね。このようなやり方がまかり通るのなら、アルコール検知器などまったく必要ありませんし、会社のやり方は矛盾しています。

乗務員の皆さん！会社のやり方をよ～く覚えておきましょう。

数値こそ客観的で科学的だ！

基準値以下でも乗務不可!?
何のためのアルコール検知器?